報告事項No.4

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

市長の専決事項の指定について第4項による専決処分

柿生小学校校舎増築その他工事の変更契約

柿生小学校校舎増築その他工事の契約の一部を次のように変更する。

| 議決 | 工事名 | 契約の相手方 | 変更事項 | | 専決処分 | 変更理由 |
|-----------|------------------------|---|---|---|-----------|---|
| 年月日 | 7 // | | 変更前 | 変更後 | 年月日 | |
| 2. 10. 12 | 柿生小学校校 舎増築その他 工事 | 川崎市麻生区上麻生 3丁目20番6号 株式会社 北島工務店 代表取締役 北島 克己 | 契約金額 865, 700, 000 円 完成期限 令和 4 年 2 月 28 日 | 契約金額 887, 223, 700 円 完成期限 令和 4 年 3 月 31 日 | 3. 12. 27 | 地中障害物の出現に より、障害物の撤去及 び処分の追加、山留工 法の変更並びに地盤改 良工事の一部範囲変更 等の増工の必要が生じ たため、増額の変更及 び工期の延長を行うも の。 |